

第6回「山の日」全国大会 協賛のお願いについて



1 大会の趣旨

「山の日」全国大会は、国民の祝日「山の日」の趣旨の浸透を図り、山に関する歴史・文化の継承、環境保全、観光振興や国民の健康増進等を図り、山の未来のあり方について考える機会とするため毎年開催されています。

この度、第6回「山の日」全国大会が、山形市・上山市の蔵王地域で開催されることとなりました。多様な山岳に囲まれた本県では、この大会を、山の魅力とともに、山を支える人々の営みや、山が育む恵みなどを全国に広く発信し、参加される皆様が「山形」らしさを感じる大会にしていきます。

この貴重な機会に、協賛のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

2 協賛の種類

- (1) 資金協賛 本大会行事の実施に要する資金の提供
- (2) 物品協賛 本大会行事の実施に要する物品等（スタッフユニフォームや参加者への土産品、会場装飾品等）の提供

3 協賛の金額

- (1) 企業協賛 3万円～100万円以上（応相談）（物品協賛は資金換算）
- (2) 個人協賛 1口1万円～

4 協賛の特典

大会開催前及び当日の広報媒体での協賛者紹介等（詳細は裏面参照）

5 協賛の募集期間

令和4年5月31日（火）まで

<大会の概要>

- ① 名 称 第6回「山の日」全国大会
- ② 開催期間 令和4年8月10日（水）～11日（木・祝）
- ③ 行事概要
 - 【記念登山等】8月10日（水）（山形蔵王地域）
 - 【歓迎レセプション】8月10日（水）（上山市内）
 - 【記念式典】8月11日（木・祝）（山形市内）
 - 【歓迎フェスティバル】8月11日（木・祝）（山形市内）
- ④ 主催者 第6回「山の日」全国大会実行委員会

<お申込み・お問い合わせ先>

第6回「山の日」全国大会実行委員会事務局

（山形県 環境エネルギー部 みどり自然課 山の日全国大会推進室）

〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8-1

TEL：023-630-3174, 3317 FAX：023-625-7991 E-mail：yamanohi@pref.yamagata.jp

協賛者特典一覧

区 分		資金協賛の種類						
		Sコース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース (個人のみ)
		100万 円以上	50万円	30万円	10万円	5万円	3万円	1万円
(a) 印刷物・新聞広告等への掲載								
1	大会PRポスター(5千部)・チラシ(7万部)への掲載 (県内外で掲示・配布)	協賛者名 (ロゴ)	(ロゴ)	(企業名)	—	—	—	—
2	全県版新聞広告への掲載(1回)	協賛者名 (ロゴ)	(ロゴ)	(企業名)	(企業名)	—	—	—
3	・式典プログラム ・大会Webサイト(リンク有) への掲載	協賛者名 (ロゴ)	(ロゴ)	(企業名)	(企業名)	(企業名)	—	—
4	大会Webサイト(リンクなし)への 掲載	協賛者名 —	—	—	—	—	(企業名)	—
5	レセプション・記念式典・行 事・歓迎フェスティバルでの協 賛企業紹介・会場内の看板や幕 等への掲載	協賛者名 (ロゴ)	(ロゴ)	(ロゴ)	(企業名)	—	—	—
6	全国大会終了後に発行される大 会記念誌への掲載	協賛者名 (ロゴ)	(ロゴ)	(ロゴ)	(企業名)	(企業名)	(企業名)	—
(b) レセプション・記念式典・記念行事・歓迎フェスティバルの際の広告対応・物販ブース出展等								
7	レセプション・式典でのCM又は 企業PR映像の上映(秒数に限りあ り)	協賛者 ロゴほか	—	—	—	—	—	—
8	歓迎フェスティバル会場へ物販 等ブース出展(運営費は除く)	サイズ別途	—	—	—	—	—	—
9	記念行事会場等での協賛者パン フレット配布	最大でA4	—	—	—	—	—	—
(c) レセプション・記念式典・記念行事への代表者様ご招待								
10	レセプション、記念式典・行事	特別招待	—	—	—	—	—	—
	記念式典・行事	一般招待	—	—	—	—	—	—

<留意事項>

■協賛者の特典区分は、上記表の色付き部分となります。

■(a) 1、2の作成部数・回数は予定数です。

■(a) 1～3のSコース・Aコース、(a) 5～6のSコース・Aコース・Bコースは、希望に応じて協賛者
ロゴを掲載いたします。

■掲載の順番については、原則として①金額、②申込日、③五十音の順とさせていただきます。

■協賛金額に応じて、掲載する協賛者ロゴや協賛者名の文字サイズやフォント等が変動いたします。

※協賛・参加費用の税務上の取り扱いについて

ご協賛に係る費用については、その一部又は全部を損金又は必要経費に算入することができます。

税法上の取扱いの詳細につきましては、最寄の税務署へお問合せください。

大会の全部又は一部が中止となった場合でも、原則、既に受領した協賛金の返還はできません。